

令和7年

七宗町議会第3回定例会会議録

令和7年9月2日

令和7年七宗町議会第3回定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和7年9月2日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	9月2日 午前10時00分
出 席 議 員	1番 加納竜也君、2番 和田真一郎君、3番 上野和義君、 4番 古田好文君、5番 松山成美君、6番 中島寛直君、 7番 福井徳一君
欠 席 議 員	なし
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 堀部勝広君、参事 山田俊也君、 総務課長 亀山桂児君、ふるさと振興課長 加藤裕規君、 建設課長 佐伯義則君、支所長 加納和敏君、 水道環境課長 石黒義仁君、住民課長 安江英樹君、 健康福祉課長 杉本泰幸君、会計室長 杉浦貴子君、 教育課長 加納雅也君
欠 席	教育長 早野稔君
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 渡辺岳志君 記録 後藤美智代君
七宗町長提出議案の題目	
	議第39号 七宗町教育委員会委員の任命について 議第40号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任につ いて 議第41号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任につ いて

議第 4 2 号	七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任について
議第 4 3 号	七宗町職員の育児休業等に関する条例及び七宗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議第 4 4 号	七宗町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
議第 4 5 号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
議第 4 6 号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
議第 4 7 号	令和 7 年度七宗町一般会計補正予算（第 4 号）
議第 4 8 号	令和 7 年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 4 9 号	令和 7 年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 0 号	令和 7 年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 1 号	令和 7 年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 2 号	令和 7 年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 3 号	令和 7 年度七宗町中麻生財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 4 号	令和 7 年度七宗町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
議第 5 5 号	令和 7 年度七宗町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議第 5 6 号	財産の取得について
議第 5 7 号	財産の取得について
認定第 1 号	令和 6 年度七宗町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	令和 6 年度七宗町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	令和 6 年度七宗町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

	<p>認定第4号 令和6年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第5号 令和6年度七宗町神湊財産区特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第6号 令和6年度七宗町上麻生財産区特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第7号 令和6年度七宗町中麻生財産区特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>認定第8号 令和6年度七宗町簡易水道事業会計決算認定について</p> <p>認定第9号 令和6年度七宗町下水道事業会計決算認定について</p> <p>諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について</p> <p>諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について</p>
報	告
	<p>報告第5号 例月出納検査結果報告書について</p> <p>報告第6号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告について</p> <p>報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について</p>
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	<p>日程第1. 会議録署名議員の指名</p> <p>日程第2. 会期の決定</p> <p>日程第3. 議第39号から議第57号まで 認定第1号から認定第9号まで 諮問第1号及び諮問第2号</p>
会議録署名議員の指名 議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	6番 中島寛直君 7番 福井徳一君

会期の決定 会期は次の9日間に決定した。	
	令和7年9月2日から9月10日までの9日間
議 事 の 経 過	
開 議	午前10時00分
議長（松山成美君）	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日は、令和7年七宗町議会第3回定例会にご参集賜り、誠に苦労さまでございます。</p> <p>ただいまの出席議員は7名で定足数に達しております。</p> <p>したがって、令和7年七宗町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告を事務局長より行います。</p>
局長（渡辺岳志君）	<p>諸般の報告を申し上げます。</p> <p>議事日程、本日の議事日程は、議案書に添付されている日程表のとおりです。</p> <p>町長から、本日付をもって、議第39号から議第57号、認定1号から認定9号、諮問1号及び諮問第2号の議案が提出されました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（松山成美君）	<p>報告第5号 例月出納検査結果報告書について、監査委員より報告書が提出されましたので、配付して報告といたします。</p> <p>続きまして、報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告を求めます。</p> <p>教育課長 加納雅也君。</p>
教育課長（加納雅也君）	<p>（報告のため登壇）</p> <p>それでは、報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてご説明させていただきます。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規</p>

	<p>定により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。</p> <p>今回、七宗町教育委員会点検評価実施要領に基づき、令和6年度の点検評価を実施しました。</p> <p>内容については、令和6年度に実施した教育委員会活動及び教育委員会事務局の各担当が行っている主な事業で、学校教育関係3項目、生涯学習関係3項目、子育て支援関係3項目、給食関係1項目の合計10項目について実施しています。</p> <p>AからDまでの判定基準を設けており、Aの順調に達成しているものが8項目、Bのおおむね順調に達成しているものが2項目であり、Cの達成見込みであるが、課題があるもの、Dの順調でないものはございませんでした。</p> <p>なお、結果については、七宗町教育委員会評価委員会による評価に対する検証、さらには、教育委員会に諮り、承認を受けております。</p> <p>詳細については報告書のとおりです。</p> <p>以上で報告とさせていただきます。</p>
<p>議長（松山成美君）</p>	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番 中島寛直君及び7番 福井徳一君を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から9月10日までの9日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
<p>議長（松山成美君）</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日から9月10日までの9日間に決定しました。</p> <p>日程第3、議第39号から議第57号まで、認定第1号から認定9号まで、諮問第1号及び諮問第2号は一括して議題といたします。</p> <p>本案の提出理由の説明を求めます。</p>

	町長 堀部勝広君。
町長（堀部勝広君）	<p>（提案説明のため登壇）</p> <p>本日、令和7年七宗町議会第3回定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙の中、ご参集賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は町政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>今年の夏も、35度以上の猛暑日が続き、美濃加茂市では39度を記録するなど、最も暑い夏となりました。</p> <p>平年なら、9月に入ると朝晩は涼しくなる時期であります、先日も35度を超えるなど厳しい残暑が続いており、秋の訪れはまだまだ先になりそうです。</p> <p>気象庁が発表した3か月予想でも、10月までは暖かい空気に覆われ、30度以上の真夏日が続く予報となっており、引き続き熱中症予防には十分注意してください。</p> <p>さて、9月は国民の祝日が2日あります。</p> <p>その一つは、昭和41年に制定された敬老の日であります。</p> <p>この祝日は、高齢者を敬い、その長寿を祝う日であり、七宗町といたしましても、来週8日から、77歳以上の方を対象に敬老会を開催させていただきます。</p> <p>なお、9月1日現在において、七宗町の高齢化率は50.02%です。</p> <p>近年、65歳以上の方々は心身の健康が保たれており、活発な社会活動をされている方が大多数で、65歳以上を高齢者とするということについては様々な意見があり、75歳以上を高齢者とする検討が始まっております。</p> <p>ちなみに、七宗町における75歳以上の方の割合は29.98%になります。</p> <p>このような状況の中、健康寿命の延伸を図ることは、超高齢化社会となった七宗町の活性化につながると考えており、今後も重要課題として、町民が健やかに安心して暮らせるまちの実現を目指してまいります。</p> <p>次に、企業のノウハウを生かした地域を活性化する取組として総務省が提言しております地域活性化起業人の募集を行ったところ、郡上市にあります株式会社南出測量設計様より応</p>

募をいただき、社員派遣についての協定を締結いたしました。その協定により、社員1名を9月1日から週3日七宗町役場へ派遣していただき、公約の一つである分断されない交通網を構築の実現に向け、ご指導、ご助言をいただき、事業推進に努めてまいります。

また、現在実施している事業につきましても、町職員とは違った視点で検証いただき、新たな気づきにより業務が活性化することを期待しております。

そして、住民との距離が近い行政を目指す中、他団体との連携強化が図られるとともに、民間企業のスピード感を持って取り組むことで、町民に近い行政につながるものと考えております。

職員同様、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

さらに、岐阜県が実施している政策オリンピックの第2弾である2つのふるさと事業に、南海トラフ地震の被害想定区域となっている海沿いの小中学生を七宗町に招き、子どもたちとの交流活動を通し、七宗町の自然や文化などの魅力に触れながら、防災について学ぶ事業を応募いたしました。

先日の審査会で、採択はされませんでしたでしたが、新たな施策に対してアイデアを提案し、チャレンジすることが町行政の発展には必要不可欠と考えており、今後もこうしたチャンスは逃さないよう行政を進めてまいります。

最近の状況について報告させていただきましたが、最後に、7月より町民の皆様から町政運営に対するアイデア募集を行い、七宗町が持つ魅力を有効活用してほしいなど、ふるさとである七宗町を活性化するため、多くの方々から貴重なアイデアをいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

ご提案いただきましたアイデアを精査し、実現可能なものについては早急に取り組んでまいりますので、引き続き皆様からのご意見をお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

さて、本議会に提案してご審議賜ります議案は、人事案件4件、条例関係2件、協議関係2件、予算関係9件、財産関係2件、認定関係9件、諮問関係2件の合わせて30件であります。

議第39号 七宗町教育委員会委員の任命については、現在教育委員であります上野哲則氏におかれましては、令和7年9

	<p>月30日をもって任期満了を迎えられます。</p> <p>つきましては、引き続き教育委員に再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものであります。</p> <p>なお、任期は令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間でございます。</p> <p>議第40号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任については、七宗町神湊財産区管理条例第3条の規定により、上野昇二氏の選任の同意を求めるものであります。</p> <p>議第41号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任については、七宗町神湊財産区管理条例第3条の規定により、福井伸二氏の選任の同意を求めるものであります。</p> <p>議第42号 七宗町神湊財産区財産管理会委員の選任については、七宗町神湊財産区管理条例第3条の規定により、木野政幸氏の選任の同意を求めるものであります。</p> <p>議第43号 七宗町職員の育児休業等に関する条例及び七宗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的に、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。</p> <p>なお、施行期日は、令和7年10月1日からとするものです。</p> <p>議第44号 七宗町簡易水道給水条例の一部を改正する条例については、災害その他非常時において、復旧のため給水工事を町長が指定した給水設置工事業者が実施困難の場合、他の市町村長が指定した給水設置工事業業者による工事を実施可能にするため、条例の一部を改正するものであります。</p> <p>なお、施行期日は公布日からとするものです。</p> <p>議第45号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議については、岐阜県市町村会館組合の解散に伴う事務の承継に関する規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議第46号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議については、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産の処分について、関係地方公共団体の協議書に代え、同一文書で同意書をもって協議が整ったものとし</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>知事の許可を得るものであり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>議第47号 令和7年度七宗町一般会計補正予算（第4号）については、第1条では、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,060万6,000円減額し、予算総額を35億9,439万5,000円とするものであります。</p> <p>主な歳入として、10款地方交付税5,882万4,000円の増額及び14款国庫支出金3,066万1,000円、19款繰越金5,489万7,000円の減額については確定によるものです。</p> <p>歳出については、3款民生費のうち、福祉医療費の前年度県費補助金精算返還金として266万3,000円の増額。</p> <p>8款土木費では、歳入で説明いたしました国庫支出金の決定に伴う事業精査による道路維持費3,213万3,000円の減額。</p> <p>13款諸支出金では、公営企業会計への補助金として276万9,000円の増額などであります。</p> <p>議第48号 令和7年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ588万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を4億8,603万1,000円とするものであります。</p> <p>主に、歳入の繰越金、歳出の償還金及び予備費の増額です。</p> <p>議第49号 令和7年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1,266万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億4,766万3,000円とするものであります。</p> <p>主に、歳入の繰越金、歳出の基金積立金及び償還金の増額です。</p> <p>議第50号 令和7年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ325万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を9,825万6,000円とするものであります。</p> <p>主に、歳入繰越金、歳出予備費の増額です。</p> <p>議第51号 令和7年度七宗町神淵財産区特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ62万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を212万2,000円とするものであります。</p> <p>主に、歳入の繰越金、歳出の予備費の増額です。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>議第52号 令和7年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ3万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を63万4,000円とするものであります。</p> <p>主に、歳入の繰越金、歳出の予備費の増額です。</p> <p>議第53号 令和7年度七宗町中麻生財産区特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を71万3,000円とするものです。</p> <p>主に、歳入の繰越金、歳出の予備費の増額です。</p> <p>議第54号 令和7年度七宗町簡易水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入では、他会計補助金を減額、収益的支出では、人件費等の減額です。</p> <p>また、資本的支出については、備品購入費による増額です。</p> <p>議第55号 令和7年度七宗町下水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入では、他会計補助金を増額し、収益的支出では、人事異動による人件費の増額です。</p> <p>議第56号 財産の取得については、地域イントラネットサーバー機器を更新するため、指名競争入札を行った結果、十六リース株式会社が落札したため、8月21日に仮契約を締結いたしました。</p> <p>本契約については、七宗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>議第57号 財産の取得については、庁舎内用パソコン機器の購入のため、指名競争入札を行った結果、有限会社オフィスフジタが落札したため、8月21日に仮契約を締結いたしました。</p> <p>本契約については、七宗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>認定第1号 令和6年度七宗町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 令和6年度七宗町下水道事業会計決算認定についてまでの各会計の決算状況につきましては、令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び令和6年度七宗町簡易水道事業会計決算書並びに令和6年度七宗町下水</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>道事業会計決算書のとおりであります。</p> <p>先月、監査委員の方々に審査していただきました結果及び意見書につきましては、審査意見書のとおりでありますので、ご確認いただき、議会の認定に付すものであります。</p> <p>諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、令和7年12月31日の任期満了に伴い、可児義昌氏の推薦については、議会の意見をいただき、町長が推薦するもので、引き続き人権擁護委員として適任と認めるものであり、人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。</p> <p>諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、令和7年12月31日付で任期満了する井戸靖子氏の後任として、長谷部千登勢氏を人権擁護委員として適任と認めるものであり、人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。</p> <p>以上のとおり、議案に対する提案説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>議長（松山成美君）</p>	<p>続きまして、令和6年度七宗町一般会計等歳入歳出決算認定について、補足説明を求めます。</p> <p>会計室長 杉浦貴子君。</p>
<p>会計室長（杉浦貴子君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>それでは、認定第1号から第7号についてご説明させていただきます。</p> <p>1ページから6ページに、決算審査の意見書が添付してございます。</p> <p>それでは、7ページの令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表をご説明いたします。</p> <p>会計別、歳入決算額、歳出決算額、差引残額、繰越明許費のうち、繰越財源額、実質収支額、令和7年度繰越額の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>一般会計歳入決算額35億4,025万9,588円、歳出決算額34億5,856万1,033円、差引残額8,169万8,555円、繰越明許費のうち繰越財源額974万2,800円、実質収支額7,195万5,755円、令和7年度繰越額8,169万8,555円。</p> <p>国民健康保険事業特別会計歳入決算額4億5,898万361円、歳出決算額4億2,001万865円、差引残額3,896万9,496円、実質</p>

	<p>収支額、令和7年度繰越額は同額の3,896万9,496円。</p> <p>介護保険事業特別会計歳入決算額6億4,231万47円、歳出決算額5億9,766万2,047円、差引残額4,464万8,000円、実質収支額、令和7年度繰越額は同額の4,464万8,000円。</p> <p>後期高齢者医療特別会計歳入決算額9,373万3,133円、歳出決算額8,688万8,282円、差引残額684万4,851円、実質収支額、令和7年度繰越額は同額の684万4,851円。</p> <p>神奈川財産区特別会計歳入決算額172万3,862円、歳出決算額110万514円、差引残額62万3348円、実質収支額、令和7年度繰越額は同額の62万3,348円。</p> <p>上麻生財産区特別会計歳入決算額64万4,819円、歳出決算額7万4,967円、差引残額56万9,852円、実質収支額、令和7年度繰越額は同額の56万9,852円。</p> <p>中麻生財産区特別会計歳入決算額70万8,642円、歳出決算額ゼロ円、差引残額70万8,642円、実質収支額、令和7年度繰越額は同額の70万8,642円。</p> <p>合計でございます。</p> <p>歳入決算額47億3,836万452円、歳出決算額45億6,429万7,708円、差引残額1億7,406万2,744円、繰越明許費のうち繰越財源額974万2,800円、実質収支額1億6,431万9,944円、令和7年度繰越額は1億7,406万2,744円でございます。</p> <p>歳入歳出外会計は、歳入歳出決算額は同額の2億3,516万3,202円です。</p> <p>次に、8ページに一般会計歳出決算款別構成表、9ページに一般会計歳入歳出決算款別構成表、10ページに令和6年度基金管理の会計別状況がございます。</p> <p>詳細につきましては、配付させていただきました決算書及び決算事項別明細書と併せてご覧いただきたいと思います。</p> <p>11ページからは、令和6年度中における主要事業実績表を添付しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長（松山成美君）	<p>続きまして、令和6年度七宗町一般会計等歳入歳出決算審査の結果について報告を求めます。</p> <p>代表監査委員 中島豊之君。</p>

<p>代表監査委員 (中島豊之君)</p>	<p>(報告のため登壇)</p> <p>私、この4月25日の開催の臨時会におきまして代表監査委員に選定をいただきました中島豊之でございます。</p> <p>何分にも不慣れかつ微力でございますが、一生懸命職務に務めさせていただく所存でございますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、令和6年度の決算審査の意見を報告させていただきます。</p> <p>認定第1号から認定第7号について、令和6年度七宗町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書をご覧ください。必要事項を読み上げながら説明させていただきます。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>第1、審査の概要といたしましては、審査の対象として、一般会計及び特別会計6件を令和7年7月31日、8月1日、4日の3日間で行い、歳入歳出決算書及びその事項別明細書によって、関係職員からのヒアリングを行い、その執行体制や会計処理の適否について審査をいたしました。</p> <p>歳入については、調定額に対する収入未済額や、収入の大きなウエートを占める補助金が予算どおり確保されたか、減少している場合は、その原因と理由について審査をいたしました。</p> <p>歳出については、予算が目的どおり適法、適正になされているか、そして効果が達成されているかを審査いたしました。</p> <p>第2、審査の結果につきましては、審査に付された一般会計、特別会計6件についての決算書及び附属書類は、法令に基づいて調整され、所定の事項を具備しており、適正に処理されていることを認めました。</p> <p>ただし、一部の処理について、改善を要すると判断したものにつきましては、その都度、関係課長等に質問や要望をさせていただきました。</p> <p>第3から第5の項目についての決算状況の数値的なことは省略をさせていただきます。</p> <p>次に、5ページをご覧ください。</p> <p>第6、基金管理の状況につきましては、財政調整基金、ひちそうまちづくり基金、庁舎整備基金など、全ての基金の運用状況については、いずれも適正に処理されており、収支の計</p>
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>数についても正確であると認められましたので、今後も有利かつ確実な運用をされたいと思います。</p> <p>なお、最後に全体を通した意見としては、施設の老朽化による修繕や、耐用年数が来ている設備などの修繕に関する補正予算が多いように思います。</p> <p>その都度の修繕で対応していただくだけでなく、設備の長寿命化に係る検討とともに計画更新についての年次計画と、毎年次の更新を図っていただきたいと思います。</p> <p>また、基金残高が相当額ある状況の中で、金利が見込める世の中となってきました。</p> <p>今後の資金運用についても、安全性を担保する中で、少しでも有利な運用をご検討いただきたいと思います。</p> <p>以上が、令和6年度一般会計及び特別会計6件の決算に関する審査の意見といたします。</p>
<p>議長（松山成美君）</p>	<p>続きまして、令和6年度七宗町簡易水道事業会計と決算認定について補足説明を求めます。</p> <p>水道環境課長 石黒義仁君。</p>
<p>水道環境課長 （石黒義仁君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>それでは、令和6年度七宗町簡易水道事業会計等決算認定について補足説明をさせていただきます。</p> <p>まず、認定第8号 令和6年度七宗町簡易水道事業会計決算認定についてご説明させていただきます。</p> <p>決算書の2ページ、3ページをご覧ください。</p> <p>こちらには、収益的及び資本的の決算書を記載させていただいております。</p> <p>まずは、収益的収入及び支出についての収入の部分でございます。</p> <p>予算額が2億294万円に対しまして、決算額としましては2億1,131万5,466円となっております。</p> <p>増減としましては837万5,466円となっております。</p> <p>その中におきましては、営業外収益の部分が増額したことによります。</p> <p>その内容としましては、消費税の還付によるものが主なものでございます。</p>

	<p>支出のほうにつきましては、合計の予算額としましては2億5,736万3,000円となっております、決算額としましては2億5,468万6,101円となっております。</p> <p>不用額としましては267万6,899円ということになっておりまして、費用の内容につきましては、施設の維持管理及び職員等の支出によるものでございます。</p> <p>続きまして、2番の資本的収入及び支出につきましの収入の部分でございます。</p> <p>収入の合計としましては1億9,256万9,000円となっております、決算額1億9,136万9,632円となっております。</p> <p>増減としましては、マイナスの119万9,368円となっております。</p> <p>内容につきましては、企業債、出資金、また補助金等のものになっております。</p> <p>支出につきましては、建設工事費、あと、償還金の部分になっておりますけども、予算としましては2億742万2,800円。それに対しまして、決算額としましては、2億259万6,802円となっております。</p> <p>不用額としましては482万5,998円となっております。</p> <p>また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,122万7,170円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額のほうで補填しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、13ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>附属資料のほうで一部ご説明をさせていただきます。</p> <p>総括としましては、令和5年度から地方公営企業法の財務適用をさせていただいております。</p> <p>また、人口のほうも6年度につきましては3,109人ということでなっております、120人ほどの減額となっております。</p> <p>また、有収率につきましては69.63%ということで、前年度から5.6%ほど落ちているということですので、こちらにつきましては、もう少し数字を上げれるようにしていきたいと思っております。</p> <p>あと、収益的、あと資本的なものにつきましては、先ほど決算のほうでご説明しましたので割愛させていただきまして、(2)番の営業指標に関する事業ということで、一番下のほう</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>うに表を載せてございます。</p> <p>経営収益比率ということで、70.76%ということでございます。</p> <p>100%が標準というか基準的なものですので、それを下回っているということは、経営的に苦しいとか、赤字的なところがあるということですので、そちらのほうを改善をしていく必要があると思っています。</p> <p>また、中段に、料金回収率というのがあると思います。</p> <p>36.06%、これも100%に対しての、料金に対して事業がどれだけできているかというような指標になっておりますので、これはかなり下回っているということですので、赤字のような形になっております。</p> <p>現金につきましては、一般会計からの繰入れとか、補助金等をいただく中での支出になっておりますので、現金のほうは不足はしておりませんが、経営的に見ますと、やはり黒字にはなっていないというような現状がありますので、こちらのほうは、になってございますのでお願いいたします。</p> <p>また、14ページからは、必要に応じた資料を添付させていただいておりますので、見ていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、下水道事業会計の決算書のほうをご覧くださいまして、2ページ、3ページをご覧くださいと思います。</p> <p>まず1番の収益的収入及び支出につきましては、収入のほうですが、合計の予算としましては1億6,691万7,000円に対しまして決算額が1億7,123万3,626円ということになっております。</p> <p>増減としまして431万6,626円となっております。</p> <p>これも、営業外収益のものが多くなったということが原因となっております。</p> <p>支出のほうですが、費用につきましては合計で1億8,564万6,000円、決算額で1億7,808万6,140円ということで、不用額が755万9,860円となっております。</p> <p>内容につきましては、維持管理費、また職員の給与等でございます。</p> <p>2番の資本的収入及び支出につきましては、収入につきましては、予算額で4,549万6,000円、それに対しまして、決算額が</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>4,502万4,000円、47万2,000円の減額、マイナスとなっております。</p> <p>支出につきましては、予算額としましては4,546万5,000円に対しまして4,518万6,448円となっております、建設改良費及び、主なものとしましては企業債の償還金となっておりますのでお願いします。</p> <p>あと、資本的収入が資本的支出に不足する額16万2,448円は、当年度消費税等資本的収支調整額で1万5,000円、あと、過年度損益勘定保留金14万7,448円で補填させていただいておりますので、お願いいたします。</p> <p>あと、13ページのほうをまたご覧いただきたいのですが、こちらに附属資料で概算としましては、人口としましては2,211人ということで、前年度比303人ほどが増えているというような数字となっております。</p> <p>普及率は70.9%となっておりますので、お願いいたします。今年度の有収率としましては57.3%ということで、前年度比で3%減となっております。</p> <p>また、(2)番の経営指標に関する事項につきましての表につきましても、簡易水道でご説明させていただいたとおりのもので、経営収支比率75.27%、100%を今年度は下回っておりますので、これを100%に近づけていきたいと思っております。</p> <p>また、経営回収率につきましても46.25%、収入で使用料で賄えている数字になりますので、それが46.25ということですので、こちらのほうも検討をしていく必要が出てきているというようなことになっておると思います。</p> <p>14ページからは、また資料を添付させていただいておりますので、ご一読いただきまして、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、簡易水道事業並びに下水道事業の補足説明とさせていただきます。</p>
議長（松山成美君）	<p>続きまして、令和6年度七宗町簡易水道事業会計等決算審査の結果について及び報告第6号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。</p> <p>代表監査委員 中島豊之さん。</p>

<p>代表監査委員 (中島豊之君)</p>	<p>(報告のため登壇)</p> <p>それでは、令和6年度の七宗町簡易水道事業会計、七宗町下水道事業会計の決算審査の意見を報告させていただきます。</p> <p>認定第8号 令和6年度七宗町簡易水道事業会計及び認定第9号 令和6年度七宗町下水道事業会計についてご説明をさせていただきます。</p> <p>第1、審査の概要は、令和7年8月1日に行い、関係職員からヒアリングを経て七宗町簡易水道事業会計、下水道事業会計決算について、簡易水道事業、下水道事業会計決算書及び決算附属資料によって、その経営執行体制や会計処理の適否について審査をいたしました。</p> <p>両事業意見書の3ページから総括、収入支出について意見を記載しております。</p> <p>収益的収入及び資本的収入に対し、それぞれ支出が多く、不足額が生じております。</p> <p>一般会計からの補助金等に依存し、補填されている状況でございます。</p> <p>経営は大変厳しいものとなっており、使用料の見直し、コストの削減、維持管理の効率化を図るなど、事業経営の健全化に努めていただきたいと思います。</p> <p>収入について、予定収入に対する収入額に対し、収入の中の補助金の詳細や、予算どおり確保されたか、また、支出について、予算が目的どおり適法に適正になされているかなど、計算書等を確認し、そして効果が達成しているかを審査いたしました。</p> <p>また、経営に係る状態を経営指標の値を用いて説明していただき、審査をいたしました。</p> <p>決算状況の数字的なことは説明を省略させていただきます。</p> <p>下水道事業の基金管理の状況について、下水道整備基金の運用状況については、それぞれ適正に処理されており、収支の計数についても正確であると認められましたので、今後も有利かつ確実な運用を行っていただきたいと思います。</p> <p>第2、審査の結果につきましては、審査に付された七宗町簡易水道事業会計及び下水道事業会計についての決算書及び附属書類は法令に基づいて調製され、所定の事項を具備しており、適正に処理されていると認めました。</p>
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>最後に、全体を通した意見といたしましては、今後、水道管の耐震化や施設の維持管理で支出も増えると思われませんが、利用者の減少により収入がますます減っていくことが予測され、さらなる収支の悪化が見込まれるため、今後を見据えた料金の見直しを検討していただきたいと思います。</p> <p>以上が、認定第8号 令和6年度七宗町簡易水道事業会計及び認定第9号 令和6年度七宗町下水道事業会計の決算に関する審査の意見とさせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして、報告第6号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告をいたします。</p> <p>1枚めくってください。</p> <p>ここに、町長に提出いたしました意見書の写しをつけております。</p> <p>2、審査結果の総合意見としては、審査に付された下記健全化判断比率、資金不足比率、及びその算出基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。</p> <p>また、実質公債費比率が2.3%で、早期健全化基準の25.0%を下回っていることで、非常によい結果であると思っております。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>(2) 個別意見としては、1、実質赤字比率と2、連結実質赤字比率につきましては、赤字はなく、良好な状態にあると認めました。</p> <p>3、実質公債費比率につきましては、先ほど申し上げましたとおり、良好な状態にあると認めました。</p> <p>4、将来負担比率はなく、良好な状態にあると認めました。</p> <p>5、資金不足比率については、いずれの会計も資金不足はなく、良好な状態にあると認めました。</p> <p>最後に、是正改善を要する事項等につきましては、特に指摘すべき事項はないものと判断いたしました。</p> <p>以上、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について報告させていただきます。</p>
議長（松山成美君）	<p>これより、議案に対する質疑を行います。</p> <p>質疑は質疑席で行ってください。</p>

	<p>最初に何点質疑があるかを述べ、1 議題ずつ質疑をお願いします。</p> <p>それでは、質疑はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（松山成美君）	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議第39号 七宗町教育委員会委員の任命については、直ちに討論及び採決をしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（松山成美君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は直ちに討論及び採決することに決定しました。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（松山成美君）	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、議第39号を採決いたします。</p> <p>採決は起立によって行います。</p> <p>本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（松山成美君）	<p>全員起立です。</p> <p>したがって、議第39号 七宗町教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議第40号から議第42号までの七宗町神淵財産区財産管理委員会委員の選任については、直ちに討論及び採決をしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>

議長（松山成美君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議第40号から議第42号までを直ちに討論及び採決することに決定いたしました。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はございませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（松山成美君）	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>議第40号から議第42号までを1議案ごとに採決し、この採決は起立によって行います。</p> <p>初めに、議第40号 上野昇二君の選任についてを採決いたします。</p> <p>本案は、これに同意することに賛成の方の起立をお願いします。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（松山成美君）	<p>全員起立です。</p> <p>着席をお願いします。</p> <p>したがって、議第40号 七宗町神淵財産区財産管理会委員の選任については同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第41号 福井伸二君の選任について採決いたします。</p> <p>本案は、これに同意することに賛成の方の起立をお願いします。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（松山成美君）	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議第41号 七宗町神淵財産区財産管理会委員の選任については同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第42号 木野政幸君の選任について採決いたします。</p> <p>本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（松山成美君）	<p>着席ください。</p> <p>全員起立です。</p>

	<p>したがって、議第42号 七宗町神淵財産区財産管理会委員の選任については同意することに決定しました。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、直ちに討論及び採決をしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（松山成美君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は直ちに討論及び採決することに決定しました。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（松山成美君）	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、諮問第1号を採決いたします。</p> <p>この採決は起立によって行います。</p> <p>本案の意見は、推薦者を適任として答申することに賛成の方はご起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（松山成美君）	<p>全員起立です。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定しました。</p> <p>次に、諮問第2号を採決いたします。</p> <p>この採決は、起立によって行います。</p> <p>本案の意見は推薦者を適任として答申することに賛成の方はご起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（松山成美君）	<p>全員起立です。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につい</p>

	<p>ては適任として答申することに決定いたしました。 お諮りいたします。 議第43号から議第57号まで、認定第1号から認定9号までは、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、常任委員会に付託することにしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 &lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
<p>議長（松山成美君）</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、議第43号から議第57号まで、認定第1号から認定9号までは、議案等付託表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。 なお、審査結果は、委員会が終了次第、速やかに本職に報告願います。 お諮りいたします。 委員会審査及び議案精読のため、明日9月3日から9月9日までを休会としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 &lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
<p>議長（松山成美君）</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、9月3日から9月9日までを休会とすることに決定いたしました。 9月10日は午後2時までにご参集くださいますようお願いいたします。 10日の日程は追って配付いたします。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。</p> <p>(午前11時06分 散会)</p>

令和7年七宗町議会第3回定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和7年9月10日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	9月10日 午後2時00分
出 席 議 員	1番 加納竜也君、2番 和田真一郎君、3番 上野和義君、 4番 古田好文君、5番 松山成美君、6番 中島寛直君、 7番 福井徳一君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 堀部勝広君、教育長 早野稔君、 参事 山田俊也君、総務課長 亀山桂児君、 ふるさと振興課長 加藤裕規君、建設課長 佐伯義則君、 支所長 加納和敏君、水道環境課長 石黒義仁君、 住民課長 安江英樹君、健康福祉課長 杉本泰幸君、 会計室長 杉浦貴子君、教育課長 加納雅也君
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 渡辺岳志君 記録 後藤美智代君
七宗町議会議員提出議案の題目（追加）	
	発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書に ついて
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	

	<p>日程第1. 町政一般に対する質問</p> <p>日程第2. 議第43号から議第57号まで 認定第1号から認定第9号まで</p> <p>追加日程第1. 発議第3号</p>
議 事 の 経 過	
開 議	午後2時00分
議長（松山成美君）	<p>皆様こんにちは。</p> <p>本日は、令和7年七宗町議会第3回定例会最終日となりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの出席議員は7名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告を事務局長より行います。</p>
局長（渡辺岳志君）	<p>諸般の報告を申し上げます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（松山成美君）	<p>日程第1、町政一般に対する質問を行います。</p> <p>発言の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問は、質問席でお願いします。</p> <p>答弁は自席でお願いします。</p> <p>初めに、議席番号1番 加納竜也君。</p>
1番（加納竜也君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>議員番号1番 加納竜也。</p> <p>議長より質問のご許可をいただきましたので、質問させていただきます。</p> <p>機械リース業者との災害支援協定について。</p> <p>災害に対して、各個人がまず第一に自分の命を守ることが大切ですが、土砂崩れや河川氾濫等の災害が起きてしまったときには、個人の方では対処し切れないときがあります。</p> <p>現在、七宗町は町内の土木業者4社と、可茂ダンプトラック</p>

	<p>協同組合と災害協定を締結しています。</p> <p>機械のオペレーターとダンプトラック運転手は早期に集まりますが、肝腎の重機が少ない状況であると思います。</p> <p>また、停電時に必要な大きいサイズの発電機や夜間作業に必要なジャンボバルーン投光器も必要になると思います。</p> <p>七宗町の西側に位置する関市上之保地区において、平成30年に豪雨によって甚大な被害を受けました。</p> <p>私は関市の建設業者にいましたし、母親の実家が上之保だということもあり、いち早く駆けつけました。</p> <p>駆けつけたときは舗装がめくれ、車や電灯が車道に流れ着いており、何とか軽自動車を通り抜けられる程度でした。</p> <p>その後、関市中の建設業者が自社機械を持ち込み、ごみ等の片づけに入りましたが、機械も自社機械だけでは足りない状況でした。</p> <p>7月に起きた災害でしたので、暑さも異常な暑さの中での片づけ作業で、暑さ対策に必要な機器も足りませんでした。</p> <p>関市もその後、リース業者との災害協定を締結しました。</p> <p>そんな経験からお伺いします。</p> <p>機械リース業者との災害時における応急対策資機材の提供に関する協定を締結することが必要だと思いますが、どう思われますか。</p>
<p>議長（松山成美君）</p>	<p>答弁をお願いします。</p> <p>総務課長 亀山桂児君。</p>
<p>総務課長（亀山桂児君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>機械リース業者との災害支援協定について答弁いたします。</p> <p>近年、頻発化する豪雨により自然災害が毎年発生しています。</p> <p>先月は九州地方で記録的な大雨により災害が発生し、また、下呂市でも降り始めからの降水量が400ミリを超え、飛騨川は避難判断水位を超過するなど、避難指示が発出されました。</p> <p>幸いにも岐阜県内では人的被害はありませんでしたが、いつ、どこで発生するか分からない災害に対して、七宗町では、平成20年に町内の建設業者と七宗町災害応援協力に関する協定書を締結しております。</p> <p>災害対策基本法の規定に基づき、町内で災害が発生した場合</p>

	<p>には、建設機械、資材、労力を確保し、被災者救出支援や社会基盤の応急復旧を実施していただきます。</p> <p>また、町内の建設業者が以前より半減する中、加茂地域の建設業協会においても、同様の内容により、岐阜県と災害応援協力に関する協定を締結しておりますので、大規模災害など、町単独での応急対策活動が困難な場合には、国、県などの関係機関及び災害応援協定団体などに応援要請を実施することで支援を受けられるなど、安心できる体制となっております。なお、場所や時間など、予測できない様々な災害に対応するためには、建設機械のみならず、発電機や投光器なども災害現場では必要となることから、町民の安心・安全のため、機材等の確保については今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただき、答弁とさせていただきます。</p>
議長（松山成美君）	1番 加納議員、お願いします。
1番（加納竜也君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>答弁を受けて再質問させていただきます。</p> <p>災害現場で必要となる機材は今後検討いただき、町内業者との対応と国、県等の関係機関及び災害応援協定団体などの支援により安心できる体制になっているということは理解いたしました。</p> <p>災害が起きたときの七宗町の職員の初動体制の整備についても、安心できる体制づくりと準備はなされているのでしょうか。</p>
議長（松山成美君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>総務課長 亀山桂児君。</p>
総務課長（亀山桂児君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>それでは、加納議員さんの再質問に答弁いたします。</p> <p>七宗町では、大雨警報などの気象情報が発表されたときには、警戒体制として、町職員で班編成された防災当番が本庁及び神渚支所に登庁し、降雨量や河川水位などの警戒に当たります。</p> <p>そうした中、町内で災害が発生または発生のおそれがある場合には、災害対策本部を設置し、関係職員を増員しますが、</p>

	<p>職員は気象情報に留意し、災害の発生のおそれがあるときは、自発的に出勤するなど、万全な対応をするよう地域防災計画に明記されております。</p> <p>なお、道路状況等により町職員が不足するときには、県に対して職員の派遣を要請することがあります。</p> <p>そして、対策本部が設置された場合には、災害に関する情報収集はもちろん、関係機関との連携確保を行いながら、協定を締結している建設業者等に対して応急対策に備えるよう連絡を行います。</p> <p>このような体制となっておりますが、大きな災害対応を経験した職員が少なく、また七宗町では、豪雨災害において孤立地域が発生することが想定されるため、年内に岐阜県が主催する訓練に参加する予定です。</p> <p>この訓練では、対策本部運営訓練や県への支援依頼など実践的な内容を中心に行い、職員の災害対応力の向上を目的に参加し、町民の生命と財産を守ることを目指してまいりますので、ご理解いただき、答弁とさせていただきます。</p>
<p>1 番（加納竜也君）</p>	<p>（所見）</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>職員の県主催の訓練、それにより、災害時に町民が安心できる確かな体制づくりというのができるということでしたので、安心して質問を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>議長（松山成美君）</p>	<p>続きまして、議席番号2番 和田真一郎君。</p>
<p>2 番（和田真一郎君）</p>	<p>（質問のため登壇）</p> <p>議席番号2番 和田真一郎。</p> <p>議長より質問のご許可をいただきましたので、質問させていただきます。</p> <p>ご存じのとおり、七宗町においても、少子高齢化と人口減少の影響により空き家が年々増加傾向にあります。</p> <p>また、空き家の増加が地域の景観や安全面、防災上の問題だけではなく、地域のコミュニティの存続にも大きな影響を与えています。</p>

	<p>一方で、空き家は有効に活用すれば、移住・定住促進、地域の産業振興、さらには観光資源としても再生可能な貴重な資源です。</p> <p>そこで、行政主導による空き家活用モデルの創出についてお伺いします。</p> <p>まずは行政が主導してモデル事業を立ち上げ、若者や子育て世代への定住促進のためのリノベーション住宅としての活用、サテライトオフィスやテレワーク施設への転用、地域内外の交流拠点やゲストハウスとしての利活用などを地域内に示すことが、他の空き家所有者や住民の意識変化につながると考えますが、そのようなモデルケースの創出についてどのようにお考えか、お伺いします。</p> <p>空き家問題は単なる老朽住宅の処理ではなく、地域の将来像を左右する大きなテーマであると認識しております。</p> <p>空き家を負の遺産から地域資源へと転換するため、行政としても積極的な取組を期待し、私の一般質問とさせていただきます。</p>
議長（松山成美君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>ふるさと振興課長 加藤裕規君。</p>
ふるさと振興課長（加藤裕規君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>それでは、行政主導による空き家活用モデルの創出について答弁させていただきます。</p> <p>空き家は年々増加傾向にあり、町内には令和6年度に調査した時点で216件と多くの空き家がありますが、相続関係、未登記や仏壇があったり、または年に数回使用しているなどの理由により空き家バンクへの登録について消極的な所有者の方が多く、8月末現在では9件の登録しかないのが現状であります。</p> <p>ご質問いただいた町が主導しての空き家住宅の改修やサテライトオフィス、テレワーク施設等への転用について、対象となる物件の所有権が個人であり、交付金を投入して整備することは不可能なため、現在のところ考えておりませんが、町のホームページや移住サポートセンターからの所有者への個別案件による空き家バンクへの登録、移住希望者への情報提</p>

	<p>供、さらに令和5年に寄附をいただいた民家での移住体験等を通じて空き家の利活用に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。</p>
議長（松山成美君）	和田真一郎君。
2番（和田真一郎君）	<p>（所見） ご答弁ありがとうございます。 移住体験などを積極的に行ってもらえれば地域のコミュニティも生まれると思います。 積極的な取組をよろしく申し上げます。</p>
議長（松山成美君）	続きまして、議席番号7番 福井徳一君。
7番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿いまして質問をさせていただきます。 まず1点目、移動の少ない窓口業務について質問させていただきます。 本町の住民の高齢化が進む中、医療、買物、行政手続などに伴う移動手段が大変負担となっております。 そのうち移動の少ない窓口業務についてを質問します。 令和4年度に行った組織改革によって、生きがい健康センターに健康福祉課が新たに新設され、福祉や介護の手続が健康福祉課であるため、以前のように本町の住民課だけで福祉や介護の行政手続がなくなり、生きがい健康センターに出向いて行政手続をすることになりました。 このため、行政手続をするのは場所が2か所に分かれ、不便になったとの住民の声を聞いております。 行政手続をする場所が2か所に分かれ不便になったとの住民の声を聞き、福祉や介護の窓口手続には高齢者や障がい者も多いため、住民に担当課職員が本庁に出向いて対応すべきではないかと思っております。 また、庁舎内のDX化も順次進んでいることと思っておりますが、そういった技術の活用とともに、組織改革も含め、移動の少ない窓口業務に見直すべきではないかと考えますが、町長の</p>

	考えを伺うものです。
議長（松山成美君）	答弁をお願いします。 町長 堀部勝広君。
町長（堀部勝広君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>それでは、移動の少ない窓口業務について答弁させていただきます。</p> <p>私が議員時代に多くの町民の皆様と意見交換をさせていただいた中で、今回、ご質問にある健康福祉課が本庁から離れている場所に設置されているので、介護、福祉関係等の相談や手続きが不便であるというご意見を多くいただき、3月の町長選挙の際には、窓口業務を集約し、町民に寄り添った行政サービスにするを7つの公約の一つに掲げ当選させていただきました。</p> <p>実現のため、6月より窓口業務等の集約も含めた組織改革検討委員会を業務遂行の中心となる中堅職員で組織し、令和8年度に向けた組織改革、課の配置変更などの協議をしております。</p> <p>窓口での手続きや行政への相談など、来庁者が移動することなく、教育関係を除くおおむねが本庁1階で完了できるよう課の配置を変え、そして、各課が縦割りではなく横断的に連携して業務を遂行できるような組織改革を行い、来庁者や行政サービス向上につなげていきたいと考えております。</p> <p>なお、課の配置換えでは、議会事務局の異動等も必要なこともあるかと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、自治体DXの推進につきましては、将来行政サービス向上に寄与するものであり、遅延することのないよう進めておりますが、小規模な自治体では、システム改修や新規ソフトの導入など大きな財政負担になっていることも課題ではありますが、国の補助金等の活用や利用頻度等、検討し進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきまして、答弁とさせていただきます。</p>

議長（松山成美君）	福井徳一君。
7番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>答弁ありがとうございました。</p> <p>働き方改革で職員の待遇改善が進められている中ですが、行政は多くの事業が住民サービスを目的とする事業でございます。</p> <p>高齢化が進む本町、常に住民目線で今後とも組織改革等を進めていただくことを期待をいたします。</p> <p>続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。</p> <p>七宗小学校についてでございます。</p> <p>来年4月開校の七宗小学校について3点、現状をお伺いします。</p> <p>校舎の改修状況、当初の計画どおり進んでいますかということでございます。</p> <p>2つ目に、児童の通学についてでございます。</p> <p>スクールバスの運用方法やバス停等は、現在行っております中学生と共有できるものでしょうか。</p> <p>3つ目に、緊急時における受渡し方法、また、帰宅できない場合には最悪、校舎で宿泊を想定しておりますか。</p> <p>この3点、よろしく願いをいたします。</p>
議長（松山成美君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>教育課長 加納雅也君。</p>
教育課長（加納雅也君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>それでは、七宗小学校について3点ご質問いただきましたので、答弁させていただきます。</p> <p>まず1点目の七宗小学校の校舎の改修事業についてですが、七宗小学校改築工事は、令和7年七宗町議会第2回臨時会で請負契約の締結について議決をいただきましたので、速やかに本契約の締結と地元区長様及び近隣住民の方々にご説明させていただき、令和8年3月6日を工期として現在施工中であります。</p> <p>工事の状況については、旧中学校の施設を小学校用に改築するため、当初の計画どおり、児童教室の増室や特別室等の変</p>

更、手洗いコーナーの増設、階段手すりの付け替えなど、子どもたちが活動しやすいように改修を行っております。

また、進捗状況についても、設計監理業者と施工業者が綿密な打合せを実施し、順調に進んでおります。

引き続き、安全で正確な施工により、来年度の開校に向け、適切な時期の完成を見込んでおりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2点目の児童の通学について、スクールバスの運用方法やバス停等は中学生と共有できるかについてですが、令和7年度からの中学校統合、令和8年度からの小学校統合に伴い、学童輸送についてはスクールバスのみでの対応は不可能であることから、町営バスとスクールバスを合わせて路線やダイヤの再編を行いました。

スクールバスとしては、川並スクール線と葉津スクール線を新設しており、町営バス杉洞線、間見線、神淵循環線と合わせ、児童の通学に支障が出ないように編成をしております。

また、スクールバスにおいても、町営バスのバス停を中学生と共用で利用します。

なお、町営バスで通学する小学生については、中学生だけでなく一般の方とも共用となり、多くの方の相互扶助により総合的に安全・安心な通学を確保してまいります。

続きまして、3点目の緊急時における受渡し方法、帰宅できない場合に校舎で宿泊を想定しているかについてですが、警報の発令や集中豪雨、道路交通規制等の緊急時について、学校に登校後の児童は原則学校待機としています。

状況により、学校長と教育委員会の判断で帰宅させる場合には、各学校の緊急メールで保護者へ連絡し、学校まで車で迎えに来ていただき、引渡しを行います。

学校に長時間または夜間まで待機することになる場合は宿泊も考えられるため、運動場に設置してある防災備蓄倉庫から飲料水、非常食、毛布を提供できるよう配備してあります。

また、役場職員を配置し、万全の体制を整えます。

最後に、七宗小学校においては、来年度の開校に向け、学校、保護者、地域の皆様にご協力をいただき、準備を進めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（松山成美君）	福井徳一君。
7 番（福井徳一君）	<p>（所見）</p> <p>学校の開校に向けて着々と準備を進めておられるようで幾らか安心をしたわけですが、1点気になるのは、質問ではございませんが、来年度4月からは小学校が統合し、それに伴いまして、当然のごとく、学校事業やP T A活動等で保護者、関係者の方々も今の生活圏から少し離れ、慣れない道路を利用する方がおられると思います。</p> <p>平時のときには問題ないと思いますが、先日の台風の影響や、またまた様々な要因で今後も道路が閉鎖されたり規制されることがあると思います。</p> <p>その時々を安全を迂回路の案内ができるよう、関係機関との連携や町内の細やかな情報が取得できるよう、地域の方々にも協力をお願いしながら、安全に児童生徒の引渡しができるよう、統合まであと半年、予想外、想定外がないよう、今後ともまた準備を進めていただきたいと思います。</p> <p>小学校統合に伴う質問を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長（松山成美君）	続きまして、議席番号4番 古田好文君。
4 番（吉田好文君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>では、議長より質問のご許可をいただきましたので、質問させていただきます。</p> <p>道の駅ロック・ガーデンひちそう、盆踊りを見学して、大勢の人出にとっても感動しました。</p> <p>会場には多くのテントが張られて、夕方5時から開催でしたが、既にテントの催物には若い世代やお子様連れの家族で行列ができ、にぎわいを見せていました。</p> <p>飲食、ゲームなど、出展されている専門業者ではなく、商工会関係の方々が協力し合い営業しておられ、お客様へ手際よく笑顔で対応されており、盆踊りの曲がかかると大勢のお客様で大きな円陣ができ、皆さんの踊りがとても上手だったのが印象的でした。</p> <p>私は、これだけ活力あり笑顔ありの企画と集客が行える七宗</p>

	<p>町は、まだまだ元気で活力あるまちづくりが可能であるのではと感じました。</p> <p>そこで、堀部町長にお尋ねしたいことがございます。</p> <p>堀部町長が目指す「華のある栄えある町」を実現するため、7つのチャレンジの取組で6項目の伝統文化を守ると同時に、新たな文化・芸術創出とありまして、結びに、地域の皆様と行政が一体となってベクトルを合わせ、皆さんと共に七宗町の明るい未来に向け、まちづくりを推進とお聞きしました。</p> <p>そこで、今後、伝統文化やイベントなど慣例的に行うのではなく、新たな取組など進化の考えや、ほか、現在の公約の進捗状況などお聞かせいただけないでしょうか。</p>
議長（松山成美君）	<p>答弁をお願いします。</p> <p>町長 堀部勝広君。</p>
町長（堀部勝広君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>それでは答弁させていただきます。</p> <p>7月26日に道の駅ロック・ガーデンひちそうで開催されました祭り場での大勢の人出とにぎわいで、多くの方から喜びのご意見をいただいております。</p> <p>今回の開催は、いこ舞ひちそう夏まつりがファイナルから6年ぶりの開催となりましたが、開催に向けては、商工会青年部の皆さんが中心となり、何とか自分たちの力で七宗町の夏を盛り上げたいと、皆さんでアイデアを出し合い、開催にこぎ着けたとお話を伺っております。</p> <p>マンパワーが不足する中、商工会会員の皆さんが協力の主体となり、出店や盆踊りなど、久しぶりの大きな夏のにぎわいとなりました。</p> <p>今回のイベント開催につきましては、私の考える住民参画によるまちづくりの理想となるような形で開催され、大変感銘しております。</p> <p>今後、こうした新たなイベントや各種協議会等が住民の主導によりどんどん組織され活躍されることを期待しております。</p> <p>さらに、行政が得意とする分野での助言や支援を行うことで、</p>

官民一体となった充実したまちづくりが進んでいくものと考えておりますので、町民の皆さん、議会の皆さんのますますのご協力をお願いしたいと思っております。

また、公約につきましては、町長就任以来、関係課と協議やヒアリング等を行い、実現可能な内容や方法を検討し進めております。

まだ就任後5か月ですので進行中ではありますが、現在着手しております取組内容等、一部を紹介させていただきます。

まず、産業振興では、職員の協力を得ながら、トップセールスにより企業との関係性構築に努めるとともに、岐阜県の企業誘致課とアドバイザー契約を締結し、募集を開始しております。

森林活用においては、薪割り体験を観光事業として計画し、県、森林アカデミー、森林組合、若葉会の協力を得ながら、三重交通さんをお願いし、参加者を募集しております。

また、交通網の整備での長年通行の支障となっておりました主要地方道可児金山線芝地内の狭隘箇所につきまして、視距の改良を進めております。

7月の臨時議会では、高校生の通勤通学費補助として年額5万円を補助する予算を議会の同意をいただき決定しております。

また、中山間地域の農道新設改良など農業基盤の整備等を充実させるため、総務省の事業であります地域活性化起業人制度を活用し、ノウハウに精通した人材を民間企業から七宗町へ派遣していただく事業協定を締結いたしました。

8月1日からは、民放4局のデータ放送から名古屋市に続き、七宗町の行政情報が見られるように契約し、今後、各種情報等を配信していきます。

毎日テレビを視聴してみえる方も多くみえると思いますが、身近で行政情報が確認できますし、緊急の際にリアルタイムに情報を提供させていただくことで安全・安心にもつながるものと考えております。

その他、行政組織の改革や休日の七宗高校など、順次協議を行いながら進めております。

単年では簡単に実現、実行することが難しい課題も多くありますが、関係者の皆様のご理解とご協力の下で着実に進め

	てまいりたいと考えておりますので、今以上のご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。
議長（松山成美君）	古田好文君。
4番（吉田好文君）	<p>（所見）</p> <p>ご答弁ありがとうございました。</p> <p>既に多岐にわたり活動されており、感銘を受けました。</p> <p>特にお話の中で、岐阜県の企業誘致課とアドバイザー契約を締結されたことをお聞きして、感動と今後の期待を抱くことができました。</p> <p>そこで、町長にお願いがございます。</p> <p>私が議員を目指したのは、七宗町に職員スーパーの誘致、道の駅ロック・タウンプラザの活性化のためです。</p> <p>今後、企業誘致課よりアドバイスをいただく際、ぜひとも職員スーパー誘致のことも含めてご尽力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長（松山成美君）	<p>以上で町政一般に対する質問を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これより暫時休憩したいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（松山成美君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、暫時休憩することに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
	<p>（午後2時35分 休憩）</p> <p>（午後4時00分 再開）</p>
議長（松山成美君）	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第2、議第43号から議第57号まで、認定第1号から認定第9号までを、一括して議題といたします。</p> <p>常任委員会の審査結果について委員長の報告を求めます。</p>

	<p>総務常任委員会委員長 福井徳一君。</p>
<p>総務常任委員長 (福井徳一君)</p>	<p>(報告のため登壇) 議長より報告を求められましたので、総務常任委員会における審査の概要並びに結果について報告を申し上げます。 七宗町議会議長 松山成美様。 総務常任委員会委員長 福井徳一。 9月2日、本委員会に付託されました議第43号 七宗町職員の育児休業等に関する条例及び七宗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてほか14議案について、9月2日、3日、4日の3日間、委員会を開催し、担当課の職員から議案に対する詳細な説明を受け、慎重に審議した結果、議第44号 七宗町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、議第45号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について、議第46号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について、議第47号 令和7年度七宗町一般会計補正予算(第4号)、原案のとおりそれぞれ可決すべきと決定しました。 議第48号 令和7年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第49号 令和7年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第50号 令和7年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、議第51号 令和7年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算(第1号)、議第52号 令和7年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算(第1号)、議第53号 令和7年度七宗町中麻生財産区特別会計補正予算(第1号)、議第54号 令和7年度七宗町簡易水道事業会計補正予算(第2号)、議第55号 令和7年度七宗町下水道事業会計補正予算(第1号)、議第56号 財産の取得について、議第57号 財産の取得について、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。 また、認定第1号 令和6年度七宗町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和6年度七宗町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和6年度七宗町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和6年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和6年度七</p>

	<p>宗町神湊財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和6年度七宗町上麻生財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和6年度七宗町中麻生財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和6年度七宗町簡易水道事業会計決算認定について、認定第9号 令和6年度七宗町下水道事業会計決算認定については、報告書のとおり、全員賛成で原案のとおりそれぞれ認定すべきものと決定をしました。</p> <p>以上、総務常任委員会の審査結果報告とさせていただきます。</p>
<p>議長（松山成美君）</p>	<p>以上で、常任委員長の審査結果の報告を終わります。</p> <p>ただいま議題となっております議第43号から議第57号まで、認定第1号から認定第9号までの委員長の審査結果に対する討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>&lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
<p>議長（松山成美君）</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、議第43号から議第46号までを採決いたします。</p> <p>本案に対する常任委員長の報告は可決です。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
<p>議長（松山成美君）</p>	<p>起立全員です。</p> <p>着席ください。</p> <p>したがって、議第43号から議第46号までは、常任委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議第47号から議第55号までを採決いたします。</p> <p>本案に対する常任委員長の報告は可決です。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>

議長（松山成美君）	<p>全員起立です。 着席ください。</p> <p>したがって、議第47号から議第55号までは、常任委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議第56号及び議第57号を採決いたします。</p> <p>本案に対する常任委員長の報告は可決です。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（松山成美君）	<p>全員起立です。 着席ください。</p> <p>したがって、議第56号及び議第57号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、認定第1号から認定第9号までを採決いたします。</p> <p>本案に対する常任委員長の報告は認定とするものです。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（松山成美君）	<p>全員起立です。 着席ください。</p> <p>したがって、認定第1号から認定第9号までは常任委員長の報告のとおり認定することに決定しました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議席番号7番 福井徳一君ほか2名から発議第3号が提出されました。</p> <p>これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p>
議長（松山成美君）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>発議第3号を追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。</p>

	<p>追加日程第1、発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>議席番号7番 福井徳一君。</p>
<p>7番（福井徳一君）</p>	<p>（提案説明のため登壇）</p> <p>刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について提案をさせていただきます。</p> <p>発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について。</p> <p>刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を別紙のとおり発案する。</p> <p>令和7年9月10日提出。</p> <p>七宗町議会議長 松山成美様。</p> <p>提出者、七宗町議会議員、福井徳一。</p> <p>賛成者、同じく古田好文、同じく七宗町議会議員、和田真一郎。</p> <p>提案理由。</p> <p>やってもいない犯罪で有罪とされる冤罪は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害です。</p> <p>この冤罪被害の実効的かつ速やかな救済を実現するために、刑事訴訟法第4編の再審規定を改正することを求めるものでございます。</p> <p>刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書。</p> <p>冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標榜する我が国にとって、もちろん住民が冤罪被害者となり得る地方自治体にとっても、冤罪の防止や冤罪被害の救済は重要な課題と言える。</p> <p>冤罪被害者を救済するための制度としては再審があるが、その手続を定めた法律、刑事訴訟法第4編、再審には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。</p> <p>このため、再審請求手続の審理の進め方は事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず公平性も損なわれている。</p>

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くの冤罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。

そのため、対応する裁判官や検察官によって証拠開示事の範囲に大きな差が生じるのが実情であり、この是正には証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

しかし、再審開始決定は裁判をやり直すことを決定することとなり、有罪、無罪の判決は再審公判で行われることが予定されている。

そして、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。

したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

今般の情勢として、いわゆる袴田事件で再審無罪判決が確定し、さらに福井女子中学生殺害事件では再審開始決定が確定したという事実があり、これらは現行法が有する欠陥の是正が急務であることを如実に示すものである。

よって、国においては、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月10日、岐阜県加茂郡七宗町議会。

この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官へ提出させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（松山成美君）	<p>これより質疑を行います。          質疑はありませんか。          &lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（松山成美君）	<p>質疑なしと認めます。          これで質疑を終わります。          これより討論を行います。          討論はありませんか。          &lt;「ありません」の声あり&gt;</p>
議長（松山成美君）	<p>討論なしと認めます。          これで討論を終わります。          これより発議第3号を採決いたします。          この採決は起立によって行います。          発議第3号を採択することに賛成の方はご起立願います。          （賛成者起立）</p>
議長（松山成美君）	<p>起立全員でございます。          お座りください。          したがって、発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書については採択することに決定しました。          以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。          令和7年七宗町議会第3回定例会を閉会とします。          どうもお疲れさまでした。</p> <p>（午後4時19分 閉会）</p>

--	--

会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

	<p>議会議長      松 山 成 美</p> <p>署名議員      中 島 寛 直</p> <p>署名議員      福 井 徳 一</p>
--	----------------------------------------------------------------------------